



7月30日 23時00分公表

令和7年7月30日

内閣府政策統括官（防災担当）

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる 災害救助法の適用について【第3報】

1. 災害の概要

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道の69市町村、青森県の9市町村、岩手県の12市町村、宮城県の15市町、福島県の3市町、静岡県 of 8市町、三重県の2市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【北海道】 函館市 （はこだてし） 小樽市 （おたるし） 室蘭市 （むろらんし） 釧路市 （くしろし） 北見市 （きたみし） 網走市 （あばしりし） 留萌市 （るもいし） 苫小牧市 （とまこまいし） 稚内市 （わっかないし） 紋別市 （もんべつし）	7月30日	令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
根室市 (ねむろし) 登別市 (のぼりべつし) 伊達市 (だてし) 石狩市 (いしかりし) 北斗市 (ほくとし) 松前郡松前町 (まつまえぐんまつまえちょう) 松前郡福島町 (まつまえぐんふくしまちょう) 上磯郡知内町 (かみいそぐんしりうちょう) 上磯郡木古内町 (かみいそぐんきこないちょう) 茅部郡鹿部町 (かやべぐんしかべちょう) 茅部郡森町 (かやべぐんもりまち) 二世郡八雲町 (ふたみぐんやくもちょう) 山越郡長万部町 (やまこしぐんおしゃまんべちょう) 寿都郡黒松内町 (すつつぐんくろまつないちょう) 積丹郡積丹町 (しゃこたんぐんしゃこたんちょう) 古平郡古平町 (ふるびらぐんふるびらちょう) 余市郡余市町 (よいちぐんよいちちょう) 増毛郡増毛町 (ましけぐんましけちょう) 留萌郡小平町 (るもいぐんおびらちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
苫前郡苫前町 (とまえぐんとままえちょう) 苫前郡羽幌町 (とまえぐんはぼろちょう) 苫前郡初山別村 (とまえぐんしょさんべつむら) 天塩郡遠別町 (てしおぐんえんべつちょう) 天塩郡天塩町 (てしおぐんてしおちょう) 宗谷郡猿払村 (そうやぐんさるふつむら) 枝幸郡浜頓別町 (えさしぐんはまとんべつちょう) 枝幸郡枝幸町 (えさしぐんえさしちょう) 天塩郡豊富町 (てしおぐんとよとみちょう) 礼文郡礼文町 (れぶんぐんれぶんちょう) 利尻郡利尻町 (りしりぐんりしりちょう) 利尻郡利尻富士町 (りしりぐんりしりふじちょう) 天塩郡幌延町 (てしおぐんほろのべちょう) 斜里郡斜里町 (しゃりぐんしゃりちょう) 斜里郡小清水町 (しゃりぐんこしみずちょう) 紋別郡湧別町 (もんべつぐんゆうべつちょう) 紋別郡興部町 (もんべつぐんおこっべちょう) 紋別郡雄武町 (もんべつぐんおうむちょう) 虻田郡豊浦町 (あぶたぐんようらちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
白老郡白老町 (しろおいぐんしろおいちょう) 勇払郡厚真町 (ゆうふつぐんあつまちょう) 虻田郡洞爺湖町 (あぶたぐんとうやこちょう) 勇払郡むかわ町 (ゆうふつぐんむかわちょう) 沙流郡日高町 (さるぐんひだかちょう) 新冠郡新冠町 (にいかつぐんにいかつぶちょう) 浦河郡浦河町 (うらかわぐんうらかわちょう) 様似郡様似町 (さまにぐんさまにちょう) 幌泉郡えりも町 (ほろいずみぐんえりもちょう) 日高郡新ひだか町 (ひだかぐんしんひだかちょう) 広尾郡大樹町 (ひろおぐんたいきちょう) 広尾郡広尾町 (ひろおぐんひろおちょう) 中川郡豊頃町 (なかがわぐんところちょう) 十勝郡浦幌町 (とかちぐんうらほろちょう) 釧路郡釧路町 (くしろぐんくしろちょう) 厚岸郡厚岸町 (あつけしぐんあつけしちょう) 厚岸郡浜中町 (あつけしぐんはまなかちょう) 白糠郡白糠町 (しらぬかぐんしらぬかちょう) 野付郡別海町 (のつけぐんべつかいちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
標津郡標津町 (しべつぐんしべつちょう) 目梨郡羅臼町 (めなしぐんらうすちょう) 【青森県】 八戸市 (はちのへし) 三沢市 (みさわし) むつ市 (むつし) 東津軽郡外ヶ浜町 (ひがしつがるぐんそとがはままち) 上北郡六ヶ所村 (かみきたぐんろっかしょむら) 上北郡おいらせ町 (かみきたぐんおいらせちょう) 下北郡風間浦村 (しもきたぐんかざまうらむら) 下北郡佐井村 (しもきたぐんさいむら) 三戸郡階上町 (さんのへぐんはしかみちょう) 【岩手県】 宮古市 (みやこし) 大船渡市 (おおふなとし) 久慈市 (くじし) 陸前高田市 (りくぜんたかたし) 釜石市 (かまいしし) 上閉伊郡大槌町 (かみへいぐんおおつちちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
下閉伊郡山田町 (しもへいぐんやまだまち) 下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんいわいずみちょう) 下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたのはたむら) 下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら) 九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら) 九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう) 【宮城県】 <u>仙台市</u> (せんだいし) <u>石巻市</u> (いしのまきし) <u>塩竈市</u> (しおがまし) <u>気仙沼市</u> (けせんぬまし) <u>名取市</u> (なとりし) <u>多賀城市</u> (たがじょうし) <u>岩沼市</u> (いわぬまし) <u>東松島市</u> (ひがしまつしまし) <u>亶理郡亶理町</u> (わたりぐんわたりちょう) <u>亶理郡山元町</u> (わたりぐんやまもとちょう) <u>宮城郡松島町</u> (みやぎぐんまつしまち) <u>宮城郡七ヶ浜町</u> (みやぎぐんしちがはままち)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>宮城郡利府町</u> <u>(みやぎぐんりふちょう)</u> <u>牡鹿郡女川町</u> <u>(おしかぐんおながわちょう)</u> <u>本吉郡南三陸町</u> <u>(もとよしぐんみなみさんりくち</u> <u>ょう)</u> 【福島県】 いわき市 (いわきし) 双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち) 相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち) 【静岡県】 静岡市 (しずおかし) 沼津市 (ぬまづし) 伊東市 (いとうし) 富士市 (ふじし) 磐田市 (いわたし) 下田市 (しもだし) 伊豆市 (いずし) 賀茂郡東伊豆町 (かもぐんひがしいずちょう) 【三重県】 鳥羽市 (とばし) 志摩市 (しまし)			

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、新野、阿部、池沼、田村

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。

災害が発生した場合の対応



災害が発生するおそれがある場合の対応



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。
(法第2条第1項)
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体（法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(11) 埋葬（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(12) 死体の搜索・処理（S34～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(8) 福祉サービスの提供（R7～）	(13) 障害物の除去（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(9) 住宅の応急修理（S28～）	
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(10) 学用品の給与（S22～）	

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 国庫負担

